

東京都監察医務院における死因情報の提供に関する基準

1 目的

この基準は、インフォームド・コンセントの理念に基づき、遺族等の求めに応じて、原則として死因情報を提供することとし、必要な事項を定めるものとする。これに基づき、遺族等と東京都監察医務院（以下「医務院」という。）とで死因情報を共有し、もって相互の信頼関係を深めることにより、より都民から信頼される「開かれた監察医務院」の実現を図ることを目的とする。

2 提供する死因情報の範囲

提供する死因情報の範囲は、剖検記録、各種検査記録等死因の究明を目的として医務院が作成又は取得した記録とする。

3 死因情報の提供を申し出ることができる者

死因情報の提供を申し出ることができる者（以下「申出者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 遺族

配偶者、子及び父母

(2) 遺族以外の者

ア 実質的に死者の生前のケアを行っていた親族又はこれに準ずる者

イ 未成年で死亡した者の親権者

4 死因情報の提供の手続き

死因情報提供の手続きは、次のとおりとする。

(1) 申出者は、別に定める「死因情報提供申出書（別紙1）」（以下「申出書」という。）

を医務院長に提出しなければならない。この申出書の受付と申出者の確認は、当該事務室において行う。

(2) 医務院長は、申出書を受けた日の翌日から起算して14日以内に提供の可否について

決定し、申出者に対して「死因情報提供取扱回答書（別紙2）」により遅滞なく通知する。ただし、やむを得ない理由により、既定の期間内に決定することができないときは、申出書を受けた日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合、速やかに延長の理由を申出者に通知するものとする。

(3) 医務院長は、提供の可否等の決定に当たり、必要があると認めた場合は、あらかじめ死因情報提供委員会の意見を聞くものとする。

(4) 死因情報の提供は、閲覧及び口頭による説明を原則とする。また、写しの交付を求められ、申出者が3（2）イに該当する場合は、東京都個人情報の保護に関する条例

(平成2年東京都条例第113号)(以下「条例」という。)の手続きによる。

- (5) 死因情報の提供は、医務院が指定する場所において、職員の立ち会いのもとに行い、その際、申出者の求めがあれば、原則として検案又は解剖に従事した監察医からその記載内容について説明するものとする。
- (6) 申出者は、医務院が保有する死因情報(原本)を医務院外に持ち出すことはできない。
- (7) 個人情報の秘密保護の観点から、申出者に対し、自己の責任において当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。

5 死因情報を提供しないことができる場合

提供の申出がされた死因情報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該死因情報を提供しないことができる。

- (1) 第三者から得た情報で、当該第三者の了解を得られないとき。
- (2) 関係者の権利利益を損なうおそれがあるとき。

6 死因情報提供委員会の設置

- (1) 死因情報の提供を適切に行うため、医務院に死因情報提供委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- (2) 委員会の運営に関する具体的事項は別途定める。

7 死因情報の提供に関する費用負担

- (1) 閲覧、口頭による説明については無料とする。
- (2) 写しの交付については、申出者が3(2)イに該当する場合は条例の手続きによることから条例で定める手数料を、また、申出者が3(2)イ以外の場合は写しの作成に要した費用の額として、条例に定める手数料に準じた額を徴収する。

8 庶務

死因情報の提供に関する事務は、事務室業務係で処理する。

附則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成26年11月20日から施行する。

死 因 情 報 提 供 申 出 書

年 月 日

東 京 都 監 察 医 務 院 長 殿

申出者 住 所
氏 名
電 話
続 柄 ()

下記のとおり申し出ます。

| | | | |
|------------------------------|----------|--|-----------------|
| 1 申 出 に 係 る 死 因 情 報 の 内 容 | | | |
| 2 提供の区分 (○で囲む) | | (1) 閱 覧 (2) 口頭による説明 (3) 写しの交付 | |
| 3 申 出 の 理 由 | | | |
| 4 死亡された方の氏名等 | | 住 所 | |
| | | 氏 名 | |
| | | 死亡年月日 | 年 月 日 |
| | | 解剖の有無 (○で囲む) | (1) あ り (2) な し |
| ※ 事務局 | 申出者本人確認欄 | (1) 運転免許証 (2) 旅 券 (3) 健康保険証 (4) その他 () | |
| 処理欄 | 申出者資格確認欄 | (1) 戸籍抄本 (2) その他 () | |
| ※ 備 考 | | | |

- 「申出に係る死因情報の内容」欄は、提供の申出をしようとする死因情報が特定できるように具体的に記入してください。
- 申出者は、申出者であること及びその資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 未成年で死亡した者の親権者が、「写しの交付」を希望される場合は、東京都個人情報の保護に関する条例による手続きを行ってください。
- ※欄は、記入しないでください。

番 号
年 月 日

死 因 情 報 提 供 取 扱 回 答 書

様

東京都監察医務院長

年 月 日付で受け付けた死因情報の提供申し出に対して、次のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

| | | | |
|-------------------|--------------------------------------|--------------------|--|
| 1 提供取扱の種類 | (1) 全部提供 (2) 一部提供 (3) 非提供 | | |
| 2 申出に係る死因情報の内容 | | | |
| 3 死因情報の提供の日時及び場所 | 日 時 | 年 月 日 午前 時 分 午後 | |
| | 場 所 | 東京都監察医務院 | |
| 4 提供しない場合の理由とその範囲 | | | |
| 5 事務局 | 東京都監察医務院事務室業務係 担当 電話 03(3944)1482 | | |
| 6 備考 | | | |

(注) 当日は、この回答書と申出者本人であることを証明する書類を持参してください。
また、上記の日時にお出でになれない場合は、事前に電話等で事務局まで連絡してください。
(全部提供及び一部提供の場合)

(日本産業規格A列4番)